

2024年1月吉日
福島ガス株式会社

国の「電気・ガス価格激変緩和事業」に係る運用の『延長』について

平素より弊社のガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」への参画に伴い、これまで令和5年2月～令和6年1月検針分のガス料金について値引きを実施もしくは公表しておりますが、政府の方針に基づき、令和6年2月検針分以降もこれを延長し、引き続き値引きを実施することといたしました。なお、本事業による値引きを受けるにあたっての皆さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

記

本事業の概要

経済産業省のホームページ (<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) でご確認ください

国が指定する値引き単価及び対象期間

- ・令和6年2月の検針分から令和6年5月の検針分までにおいては、15円（1立方メートル当たり）（税込）
- ・令和6年6月の検針分は、7.5円（1立方メートル当たり）（税込）

※ただし、年間契約量が1,000万立方メートル以上のお客様、LPガス供給地区（高圧、旧簡易ガス地区）のお客様は対象外となります。また、令和6年6月の検針分の値引き額につきましては変更となる場合もございます。

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」または弊社へお問い合わせください。

◆経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

TEL：0120-013-305

受付時間 9：00～17：00（年末年始を除く）

◆福島ガス株式会社

TEL：024-534-2176（代表）

受付時間 8：30～17：00（土・日・祝日除く）

以上